

新旧対照表（用途地域）

(新)

(旧)

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 180ha 約 133ha 約 4,572ha 約 719ha 約 837ha 約 36ha 約 3,124ha 約 3,146ha 約 677ha	6/10 以下 6/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 10/10 以下 10/10 以下	3/10 以下 4/10 以下 4/10 以下 4/10 以下 5/10 以下 5/10 以下 5/10 以下 5/10 以下 6/10 以下	敷地境界から 1m 前面道路から 1m 前面道路から 1m 前面道路から 1m 前面道路から 1m — — —	165 m ² 165 m ² 125 m ² 165 m ² 125 m ² 165 m ² 125 m ² 100 m ² 100 m ²	10m 10m 10m 10m 10m 10m 10m 10m 10m	39.6%
小計	約 13,424ha						
第二種低層住居専用地域	約 2ha 約 5ha 約 210ha 約 18ha 約 64ha 約 1ha 約 81ha 約 87ha 約 19ha 約 29ha	6/10 以下 6/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 10/10 以下 10/10 以下 15/10 以下	3/10 以下 4/10 以下 4/10 以下 4/10 以下 5/10 以下 5/10 以下 5/10 以下 6/10 以下 6/10 以下	敷地境界から 1m 前面道路から 1m 前面道路から 1m 前面道路から 1m 前面道路から 1m — — — —	165 m ² 165 m ² 125 m ² 165 m ² 125 m ² 165 m ² 125 m ² 100 m ² 100 m ² —	10m 10m 10m 10m 10m 10m 10m 10m 10m 12m	1.5%
小計	約 516ha						
第一種中高層住居専用地域	約 2,705ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	8.0%
第二種中高層住居専用地域	約 1,766ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.2%
第一種住居地域	約 4,646ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	13.7%
第二種住居地域	約 533ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.6%
準住居地域	約 1,505ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.4%
近隣商業地域	約 375ha 約 852ha 約 201ha	20/10 以下 30/10 以下 40/10 以下	8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下	— — —	— — —	— — —	4.2%
小計	約 1,428ha						
商業地域	約 1,220ha 約 201ha 約 313ha 約 35ha 約 159ha	40/10 以下 50/10 以下 60/10 以下 70/10 以下 80/10 以下	8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下	— — — — —	— — — — —	— — — — —	5.7%
小計	約 1,928ha						
準工業地域	約 1,753ha 約 23ha 約 97ha	20/10 以下 30/10 以下 40/10 以下	6/10 以下 6/10 以下 6/10 以下	— — —	— — —	— — —	5.5%
小計	約 1,873ha						
工業地域	約 1,717ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.1%
工業専用地域	約 278ha 約 1,553ha	20/10 以下 20/10 以下	4/10 以下 6/10 以下	— —	— —	— —	5.4%
小計	約 1,831ha						
合計	約 33,872ha						100%

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 180ha 約 133ha 約 4,572ha 約 719ha 約 837ha 約 36ha 約 3,124ha 約 3,146ha 約 677ha	6/10 以下 6/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 10/10 以下 10/10 以下	3/10 以下 4/10 以下 4/10 以下 4/10 以下 5/10 以下 5/10 以下 5/10 以下 5/10 以下 6/10 以下	敷地境界から 1m 前面道路から 1m 前面道路から 1m 前面道路から 1m 前面道路から 1m — — —	165 m ² 165 m ² 125 m ² 165 m ² 125 m ² 165 m ² 125 m ² 100 m ² 100 m ²	10m 10m 10m 10m 10m 10m 10m 10m 10m	39.7%
小計	約 13,424ha						
第二種低層住居専用地域	約 2ha 約 5ha 約 210ha 約 18ha 約 64ha 約 1ha 約 81ha 約 87ha 約 19ha 約 29ha	6/10 以下 6/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 10/10 以下 10/10 以下 15/10 以下	3/10 以下 4/10 以下 4/10 以下 4/10 以下 5/10 以下 5/10 以下 5/10 以下 6/10 以下 6/10 以下	敷地境界から 1m 前面道路から 1m 前面道路から 1m 前面道路から 1m 前面道路から 1m — — — —	165 m ² 165 m ² 125 m ² 165 m ² 125 m ² 165 m ² 125 m ² 100 m ² 100 m ² —	10m 10m 10m 10m 10m 10m 10m 10m 10m 12m	1.5%
小計	約 516ha						
第一種中高層住居専用地域	約 2,705ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	8.0%
第二種中高層住居専用地域	約 1,766ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.2%
第一種住居地域	約 4,646ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	13.7%
第二種住居地域	約 533ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.6%
準住居地域	約 1,505ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.4%
近隣商業地域	約 375ha 約 852ha 約 201ha	20/10 以下 30/10 以下 40/10 以下	8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下	— — —	— — —	— — —	4.2%
小計	約 1,428ha						
商業地域	約 1,220ha 約 201ha 約 313ha 約 35ha 約 159ha	40/10 以下 50/10 以下 60/10 以下 70/10 以下 80/10 以下	8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下 8/10 以下	— — — — —	— — — — —	— — — — —	5.7%
小計	約 1,928ha						
準工業地域	約 1,750ha 約 97ha	20/10 以下 40/10 以下	6/10 以下 6/10 以下	— —	— —	— —	5.5%
小計	約 1,847ha						
工業地域	約 1,717ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.1%
工業専用地域	約 278ha 約 1,553ha	20/10 以下 20/10 以下	4/10 以下 6/10 以下	— —	— —	— —	5.4%
小計	約 1,831ha						
合計	約 33,846ha						100%

新旧対照表（用途地域）

（新）

適用の除外

次のいずれかに該当する土地については、前記の建築物の敷地面積の最低限度（以下「最低限度」という。）の定めは適用しない。

- 1 最低限度が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地で、次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備とあわせ、当該土地を含む区域において、低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されるものについては、当該公共施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用するもの又は当該公共施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの
 - (1) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)又は都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)による道路
ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く
 - (2) 河川、水路その他これらに類する公共公益施設
- 2 当該土地を含む区域において、低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されるもので、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定、同法第 103 条第 1 項の規定による換地処分その他法令によるこれらに準じた処分等を受けた土地(当該処分等のもととなった事業計画等の認可又は公告があった際、現に建築物の敷地として使用されていた土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができた土地と照応するものに限る。)で、その全部を一の敷地として使用するもの
- 3 都市計画において定めた地区計画等により最低限度が定められ、かつ、当該地区計画等により低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されている区域内にあるもの
- 4 前各項に類する都市計画上支障がない場合において、市長が、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物の敷地に係るもの

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

（旧）

適用の除外

次のいずれかに該当する土地については、前記の建築物の敷地面積の最低限度（以下「最低限度」という。）の定めは適用しない。

- 1 最低限度が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地で、次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備とあわせ、当該土地を含む区域において、低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されるものについては、当該公共施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用するもの又は当該公共施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの
 - (1) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)又は都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)による道路
ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く
 - (2) 河川、水路その他これらに類する公共公益施設
- 2 当該土地を含む区域において、低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されるもので、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定、同法第 103 条第 1 項の規定による換地処分その他法令によるこれらに準じた処分等を受けた土地(当該処分等のもととなった事業計画等の認可又は公告があった際、現に建築物の敷地として使用されていた土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができた土地と照応するものに限る。)で、その全部を一の敷地として使用するもの
- 3 都市計画において定めた地区計画等により最低限度が定められ、かつ、当該地区計画等により低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されている区域内にあるもの
- 4 前各項に類する都市計画上支障がない場合において、市長が、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物の敷地に係るもの

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」